主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人星野民雄の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決はなんら所論引用の判例と相反するものではないから(昭和四六年(あ)第一九〇一号同四八年三月二〇日第三小法廷判決・刑集二七巻二号一三八頁参照)、論旨は理由がない。その余の所論は、事実誤認の主張であつて、上告適法の理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五〇年二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

_	盛		岸	裁判長裁判官
Ξ	益	林	藤	裁判官
Ξ	武	田	下	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	团	裁判官